

（計画の策定）

第5条 市は、第3条に規定する基本理念を実現するため、市民の生活の視点から市民福祉に関する基本的かつ総合的な福祉計画（以下「福祉総合計画」という。）を策定するものとする。

2 福祉総合計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- （1） 地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進に関する事項
- （2） 高齢者福祉の推進に関する事項
- （3） 障がい者福祉の推進に関する事項
- （4） 児童福祉の推進に関する事項
- （5） 健康の増進の推進に関する事項

3 市は、前項第1号に規定する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するものとする。

- （1） 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき規則で定める事項
- （2） 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する規則で定める事項
- （3） 地域福祉を目的とする事業の健全な発達に関する規則で定める事項
- （4） 地域福祉に関する活動への市民の参加の促進に関する規則で定める事項
- （5） 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

（計画の策定）

第5条 条例第5条第3項第1号に規定する規則で定める事項とは、次に掲げる事項をいう。

- （1） 様々な課題を抱える人の就労、活躍の場の確保等を目的とした福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
- （2） 高齢、障がい、子ども・子育て等の各福祉分野のうち特に重点的に取り組む分野に関する事項
- （3） 制度の狭間の課題への対応のあり方
- （4） 生活困窮者のような各分野横断的に関係する市民に対応できる体制
- （5） 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービスの展開
- （6） 居住に課題を抱える市民への横断的な支援のあり方
- （7） 就労に困難を抱える市民への横断的な支援のあり方
- （8） 自殺対策の効果的な展開を視野に入れた支援のあり方
- （9） 市民後見人等の養成、活動支援、判断能力に不安がある人への金銭管理、身元保証人等地域づくりの観点を踏まえた権利擁護のあり方
- （10） 高齢者、障がい者及び児童に対する統一的な虐待への対応並びに家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題に着目した支援のあり方
- （11） 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした市民への社会復帰支援のあり方
- （12） 市民が集う拠点の整備、既存施設等の活用
- （13） 市民が主体的に地域生活課題を把握し、解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と各福祉分野の圏域及び福祉以外の分野で定める圏域との関係の整理
- （14） 地域づくりにおける官民協働の促進、地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄附、募金等の取組の推進

- (15) 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- (16) その他市長が特に必要と認める事項